

(役員等) 第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
(2) 副会長 6名以内
(3) 幹事長 1名
(4) 幹事 25名以内
(5) 総務会長 1名
(6) 総務 100名以内
(7) 推薦審査会長 1名
(8) 会計監事 3名以内

2 前項に規定する役員は、委員及び代議員を置く。
3 前2項に定めるもののほか、名譽会長、顧問及び相談役を置くことができる。

第2章 会務の執行
第1節 執行機関
(会長及び副会長)
第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 幹事長は、その職務に属する事項で重要と認められるものについては、会長に裁断を求めなければならない。
3 幹事長は、幹事会の構成員として、会務の執行に当たる。

第10条 会長は、幹事のうちから副幹事長若干名を指名する。
2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行し、幹事長が欠員のとときはその職務を行う。

(会計監事)
第11条 会計監事は、経理を監査し、決算の審理に当たる。
2 会計監事は、他の役員等を兼ね又は本連盟の使用人となることのできる。

(会議の通則)
第12条 この章において会議とは、次の合議体をいう。
(1) 幹事会
(2) 常任幹事会
(3) 委員会
(4) 総務会
(5) 推薦審査会

3 会議の議長は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するものとする。
4 会議における議決権は、構成員1名につき1個とする。

5 次の各号に掲げる者は、会議に出席し、意見を述べることができない。ただし、表決に加わることができない。
(1) 会計監事
(2) 議案の説明のためなど招集者が必要と認める者

第13条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、総務会長及び推薦審査会長をもって構成する。
2 幹事会は、幹事長が招集し、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 幹事会は、規約、規則及び細則において幹事会の議を要するものとされている事項及び大会に提案する議決事項のほか、会務の執行に関する重要事項について審議決定する。
(常任幹事会)
第14条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって構成する。

2 常任幹事会は、幹事長が招集し、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
3 常任幹事会は、規約、規則及び細則において常任幹事会の議を要するものとされている事項及び幹事会から委任された事項のほか、緊急に処理すべき事項について審議決定する。

4 常任幹事会で決定した事項は、幹事会に報告するものとする。(委員会)
第15条 本連盟は、会務を分掌させるため、次の委員会を置く。
(1) 政策委員会 基本政策の企画、樹立に関する事項
(2) 財務委員会 財政の基盤整備、適正な経理執行に関する事項

(3) 組織委員会 組織活動の統一、拡充強化に関する事項
(4) 国対委員会 事業の遂行に必要な国会及び選挙対策に関する事項
(5) 広報委員会 機関紙の発行など広報活動全般に関する事項
(6) 後援会対策委員会 税理士による国会議員等後援会の設立及び活動の支援に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要と認めた事業等の分掌を委員会に指すこと又は幹事会の議を経て特別委員会を設けることができる。

(委員会の構成等)
第16条 前条第1項に規定する委員会は、委員長1名、副委員長3名以内及び委員若干名をもって構成する。
2 委員長は副幹事長のうちから、副委員長は幹事のうちから会長が委嘱する。
3 委員は、第27条第3項の規定による選任に基づき、会長が委嘱する。

4 推薦審査会は、推薦審査会長が招集する。
第3章 大会
(大会)
第17条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

2 会長は、毎年1回定期大会を招集しなければならない。
3 会長が必要と認めたときは、臨時大会を招集することができる。
4 代議員の3分の1以上から大会開催の要求があったときは、会長は1月以内に臨時大会を招集しなければならない。

5 大会を招集するには、会日の10日前までに招集通知を発送しなければならない。
(大会の構成)
第18条 大会は、代議員及び役員をもって構成する。
(議決の要件)
第19条 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するものとする。

2 大会における構成員の議決権は、1名につき1個とする。
(議長及び副議長)
第20条 大会の議長及び副議長は、その大会において選任する。
(大会の議決事項及び議事の制限)
第21条 大会は、次に掲げる事項を決定する。
(1) 運動経過及び活動報告並びに収支決算報告
(2) 運動及び活動方針並びに収支予算
(3) 規約の改正
(4) 役員選任
(5) 特別会費の負担

(6) 前各号に掲げるもののほか、幹事会に認めた事項
(大会の議事は、第21条第5項の規定により通知した議案以外を決定することはできない。)(記録)
第22条 大会の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。
(役員等の選任)
第23条 役員等の選任、任期等(役員等の任期)
第24条 役員等は、会員のうちから選任する。

2 役員は、次の各号に定めるところにより選任する。
(1) 総務以外の役員は、役員選考会の選考に基づき、大会で選任する。
(2) 総務は、単位税政連から1名ずつ推薦された者と役員選考会の選考に基づき、大会で選任する。

3 推薦審査委員は、次の各号に定める者とする。
(1) 会長、副会長、幹事長及び副幹事長
(2) 総務会長及び総務副会長

招集通知発送日現在の次に定める者をもって構成する。
ア 副会長、幹事長及び総務会長
イ 単位税政連会長のうちから、常任幹事会で選任した8名
役員選考会は、総務会長が招集し、大会開催日の1ヵ月前までに開催しなければならない。
役員選考会の議長は、構成員の中から選任し、表決権は、構成員1名につき1個とする。
委員は、単位税政連の推薦に基づき選任する。
代議員は、次の各号に定めるところにより選任する。
(1) 代議員は、役員との兼任はできないものとし、総数350名を各単位税政連が割当数に応じて会員のうちから選出する。
(2) 各単位税政連において選出する代議員数は、基礎割当数(3名とする。)と会員割当数の合計とする。
(3) 会員割当数は、当該代議員が就任する定期大会開催日を含み事業年度の前期事業年度の7月1日現在の会員総数を350名から基礎割当数の総数を控除した数で除し、その数で同日現在の各単位税政連の会員数を除した数とする。この場合において、1名に満たない端数を生じたときは、端数の大きいものから順次会員割当数の総数に満つるまで1名に切り上げる。ただし、同順位があるときは幹事会の定めるところによる。
(4) 単位税政連は、本連盟からの代議員定数の連絡に基づき、7月末日までに代議員を選任し、報告しなければならない。
(5) 名譽会長は、東京税理士会会長の職にある者を会長が委嘱する。
(6) 顧問及び相談役は、総務会で選任し、会長が委嘱する。

し、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 名譽会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。
(1) 名譽会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。
(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。
(役員等の退任)
第29条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。
(1) 会員の資格を失ったとき
(2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき
(補欠選任及び補充選任)
第30条 会長が就任後1年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が1年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
(予算及び決算)
第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。
(規則への委任)
第37条 会計に關し必要な事項は、規則で定める。
第6章 補則
(事務局)
第38条 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に關する事務処理を行う。
2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。
(この規約の改正)
第39条 この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。
(この規約の疑義の決定)
第40条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。
(附則)
(1) この規約は、平成26年9月16日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第10条、第18条から第20条、第27条(第4項を除く。)、第28条、第30条の改正規定は、平成27年の定期大会における役員選任及び同日以降の補欠又は補充選任のときから適用し、それまでの間に役員が補欠又は補充選任の必要が生じたときは、従前の例による。

招集通知発送日現在の次に定める者をもって構成する。
ア 副会長、幹事長及び総務会長
イ 単位税政連会長のうちから、常任幹事会で選任した8名
役員選考会は、総務会長が招集し、大会開催日の1ヵ月前までに開催しなければならない。
役員選考会の議長は、構成員の中から選任し、表決権は、構成員1名につき1個とする。
委員は、単位税政連の推薦に基づき選任する。
代議員は、次の各号に定めるところにより選任する。
(1) 代議員は、役員との兼任はできないものとし、総数350名を各単位税政連が割当数に応じて会員のうちから選出する。
(2) 各単位税政連において選出する代議員数は、基礎割当数(3名とする。)と会員割当数の合計とする。
(3) 会員割当数は、当該代議員が就任する定期大会開催日を含み事業年度の前期事業年度の7月1日現在の会員総数を350名から基礎割当数の総数を控除した数で除し、その数で同日現在の各単位税政連の会員数を除した数とする。この場合において、1名に満たない端数を生じたときは、端数の大きいものから順次会員割当数の総数に満つるまで1名に切り上げる。ただし、同順位があるときは幹事会の定めるところによる。
(4) 単位税政連は、本連盟からの代議員定数の連絡に基づき、7月末日までに代議員を選任し、報告しなければならない。
(5) 名譽会長は、東京税理士会会長の職にある者を会長が委嘱する。
(6) 顧問及び相談役は、総務会で選任し、会長が委嘱する。

し、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 名譽会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。
(1) 名譽会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。
(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。
(役員等の退任)
第29条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。
(1) 会員の資格を失ったとき
(2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき
(補欠選任及び補充選任)
第30条 会長が就任後1年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が1年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
(予算及び決算)
第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。
(規則への委任)
第37条 会計に關し必要な事項は、規則で定める。
第6章 補則
(事務局)
第38条 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に關する事務処理を行う。
2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。
(この規約の改正)
第39条 この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。
(この規約の疑義の決定)
第40条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。
(附則)
(1) この規約は、平成26年9月16日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第10条、第18条から第20条、第27条(第4項を除く。)、第28条、第30条の改正規定は、平成27年の定期大会における役員選任及び同日以降の補欠又は補充選任のときから適用し、それまでの間に役員が補欠又は補充選任の必要が生じたときは、従前の例による。

し、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 名譽会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。
(1) 名譽会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。
(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。
(役員等の退任)
第29条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。
(1) 会員の資格を失ったとき
(2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき
(補欠選任及び補充選任)
第30条 会長が就任後1年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が1年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
(予算及び決算)
第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。
(規則への委任)
第37条 会計に關し必要な事項は、規則で定める。
第6章 補則
(事務局)
第38条 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に關する事務処理を行う。
2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。
(この規約の改正)
第39条 この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。
(この規約の疑義の決定)
第40条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。
(附則)
(1) この規約は、平成26年9月16日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第10条、第18条から第20条、第27条(第4項を除く。)、第28条、第30条の改正規定は、平成27年の定期大会における役員選任及び同日以降の補欠又は補充選任のときから適用し、それまでの間に役員が補欠又は補充選任の必要が生じたときは、従前の例による。

し、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 名譽会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。
(1) 名譽会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。
(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。
(役員等の退任)
第29条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。
(1) 会員の資格を失ったとき
(2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき
(補欠選任及び補充選任)
第30条 会長が就任後1年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が1年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
(予算及び決算)
第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。
(規則への委任)
第37条 会計に關し必要な事項は、規則で定める。
第6章 補則
(事務局)
第38条 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に關する事務処理を行う。
2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。
(この規約の改正)
第39条 この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。
(この規約の疑義の決定)
第40条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。
(附則)
(1) この規約は、平成26年9月16日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第10条、第18条から第20条、第27条(第4項を除く。)、第28条、第30条の改正規定は、平成27年の定期大会における役員選任及び同日以降の補欠又は補充選任のときから適用し、それまでの間に役員が補欠又は補充選任の必要が生じたときは、従前の例による。

し、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 名譽会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。
(1) 名譽会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。
(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。
(役員等の退任)
第29条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。
(1) 会員の資格を失ったとき
(2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき
(補欠選任及び補充選任)
第30条 会長が就任後1年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が1年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
(予算及び決算)
第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。
(規則への委任)
第37条 会計に關し必要な事項は、規則で定める。
第6章 補則
(事務局)
第38条 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に關する事務処理を行う。
2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。
(この規約の改正)
第39条 この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。
(この規約の疑義の決定)
第40条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。
(附則)
(1) この規約は、平成26年9月16日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第10条、第18条から第20条、第27条(第4項を除く。)、第28条、第30条の改正規定は、平成27年の定期大会における役員選任及び同日以降の補欠又は補充選任のときから適用し、それまでの間に役員が補欠又は補充選任の必要が生じたときは、従前の例による。

し、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 名譽会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。
(1) 名譽会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。
(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。
(役員等の退任)
第29条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。
(1) 会員の資格を失ったとき
(2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき
(補欠選任及び補充選任)
第30条 会長が就任後1年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が1年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
(予算及び決算)
第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。
(規則への委任)
第37条 会計に關し必要な事項は、規則で定める。
第6章 補則
(事務局)
第38条 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に關する事務処理を行う。
2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。
(この規約の改正)
第39条 この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。
(この規約の疑義の決定)
第40条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。
(附則)
(1) この規約は、平成26年9月16日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第10条、第18条から第20条、第27条(第4項を除く。)、第28条、第30条の改正規定は、平成27年の定期大会における役員選任及び同日以降の補欠又は補充選任のときから適用し、それまでの間に役員が補欠又は補充選任の必要が生じたときは、従前の例による。

し、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 名譽会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。
(1) 名譽会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。
(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。
(役員等の退任)
第29条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。
(1) 会員の資格を失ったとき
(2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき
(補欠選任及び補充選任)
第30条 会長が就任後1年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が1年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
(予算及び決算)
第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。
(規則への委任)
第37条 会計に關し必要な事項は、規則で定める。
第6章 補則
(事務局)
第38条 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に關する事務処理を行う。
2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。
(この規約の改正)
第39条 この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。
(この規約の疑義の決定)
第40条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。
(附則)
(1) この規約は、平成26年9月16日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第7条、第10条、第18条から第20条、第27条(第4項を除く。)、第28条、第30条の改正規定は、平成27年の定期大会における役員選任及び同日以降の補欠又は補充選任のときから適用し、それまでの間に役員が補欠又は補充選任の必要が生じたときは、従前の例による。

SJ13-30795 (2014年1月8日) / 13-T-09834 (2014年1月作成)

税理士職業賠償責任保険

中途加入のおすすめ

- 2014年度募集要項
◆募集期間 毎月末日(土日祝日に当たる場合はその前日)を締切日とします。ただし、2015年3月31日(火)をもって中途加入の申込みを締め切ります。
◆加入対象者 開業税理士・税理士法人
◆保険の責任期間 保険料払込日の翌月1日午後4時~2015年7月1日午後4時
◆保険料 保険の種類(個人用・法人用)、契約タイプ(1請求支払限度額500万円~3億円)、事務所総人数等によって保険料が異なります。
◆加入手続 払込取扱票(加入依頼書)に必要な事項をご記入のうえ、毎月締切日までに保険料をお払込みください。

税理士職業賠償責任保険とは
この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士会会員を記名被保険者とする団体契約の賠償責任保険です。
所属税理士会 引受保険会社
東京、東京地方、千葉県 東日本幹事引受保険会社
関東信越、北海道、東北 株式会社損害保険ジャパン
近畿、名古屋、東海、北陸、中国 西日本幹事引受保険会社
四国、九州北部、南九州、沖縄 東京海上日動火災保険株式会社